

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	細川町 (高畑)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月20日、令和6年3月24日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、全戸数22戸の内、60歳以上のみの家が13戸、農業者15戸の内60歳以上のみの家が8戸と高齢化が進み、また後継者の目途がついていない農業者が11戸であるなど、地域内で規模拡大ができる状態ではなく、耕作放棄地の増加が懸念される。集落営農組合は、9戸で構成しており、こちらも組合員の高齢化が進んでおり、組合員の農地を耕作するだけで精一杯であり、規模拡大ができない。10年程度は現状で推移すると思われるが、その先の見通しが立っておらず、また、東条湖から供給される水利費が高額で、その支出が経営を逼迫しており、地域特有の事情が解消されない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である、山田錦を中心に栽培を行う。また、農作業の効率化を図る為、集落営農組合をはじめとして、各農業者においても、スマート農業の導入を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を中心に農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
家族経営等耕作者の意向を踏まえた上で、集落営農組合への最大限の農用地の集積、集約化を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を維持できなくなり、預けたいときに、地区以外に担い手を求める為、目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じた貸し借りをを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は完了しており、大区画化等の事業の計画はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していく為、三木市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、引き続き農業協同組合への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①一部の農地については地域の活動として電柵等の獣害対策を行う。
- ③スマート農業については、導入効果や費用対効果などの検証を行い、導入の検討を行う。
- ⑦多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取組をこれからも進めて行く。